平成２５年（フ）第１５７号
新潟県長岡市蓮潟２丁目13番15号
債務者　金山　真理
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目４番15号
債務者　吉田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
奈良県香芝市逢坂３丁目590番地１　メゾン逢坂１番館1202号、前住所奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20―1005号　エスリード高田市駅南
債務者　村田　誠士
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
岡山県総社市真壁1307番地２
債務者　山口　吉隆
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
岡山県総社市中央１丁目17番５号
債務者　森田真由美（旧姓重道）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０５９号
さいたま市北区土呂町１丁目36番地８　アイアイレジデンス土呂202号室
債務者　小田桐守正
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２２号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目144番地パレスウチダＢ―101
債務者　西田　勇太
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５４号
さいたま市桜区大字下大久保761番地　風見鶏グランドハイツ105、旧住所さいたま市桜区中島１丁目13番１号　恵ハイツ202
債務者　八木　トリ
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０２号
さいたま市南区文蔵１丁目22番３号　ハイホーム佐山202、旧住所さいたま市南区沼影１丁目１番14号
債務者　澤田　直哉
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６６号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目４番35号　アリーズハウス301号
債務者　根岸和佳子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４３号
埼玉県新座市新座３丁目６番12―409号
債務者　山本　和貴
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５４号
埼玉県朝霞市仲町１丁目８番９号　美浜荘201号
債務者　星野　圭佑
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９３号
埼玉県上尾市中妻１丁目13番地５
債務者　田代　真弓
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９８号
さいたま市桜区大字下大久保1699番地２　パルコート浦和416号室
債務者　渡邉　健二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０８号
さいたま市西区大字水判土187番地１
債務者　平沼　康男
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２６号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目４番17号野口荘202号、旧住所埼玉県蓮田市西新宿１丁目91番地　グランハイム宮沢Ｃ―102号
債務者　酒井美代子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３１号
埼玉県越谷市南越谷５丁目４番地27　プチハイム松尾203号、旧住所埼玉県越谷市南越谷１丁目６番20号　ユニーブル新越谷504号
債務者　佐藤　信之
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係